

各位

令和4年12月26日、国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 よりメールにて下記の情報がありましたのでお知らせいたします。

記

【ご協力依頼】インボイス制度の改正案に関するリーフレットの周知等について

(周知依頼文より抜粋)

各位

平素より国土交通行政へのご理解・ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

消費税インボイス制度への対応に向けた、説明会の開催や各種周知につきまして、皆様からのご理解・ご協力を賜り、改めてお礼申し上げます。

この度は、令和4年12月23日に閣議決定されました令和5年度税制改正の大綱におきまして、主に中小事業者を対象としたインボイス制度に関する負担軽減措置が講じられることとなっています。今回はこうした改正案に関するリーフレットについてご案内申し上げます。

【ご案内】

上記のとおり、令和5年度税制改正の大綱におきましては、インボイス制度に関する様々な負担軽減措置が講じられることとなりました。また、こうした負担軽減措置に加え、令和4年度第2次補正予算においても、中小・小規模事業者向けの持続化補助金・IT導入補助金の拡充が行われています。

つきましては、これらの支援措置について分かりやすくご案内したリーフレット(資料1)が財務省HPで公表されております。

また、制度の概要については、小規模事業者の方にも分かりやすくインボイス制度を解説したリーフレット(資料2)もございますので、併せてご活用ください。

こうしたものを会員各位様へご案内いただき、各事業者様でご活用いただければ幸いです。

(資料1)

(財務省ホームページ)リーフレット「インボイス制度、支援措置があるって本当!？」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice.pdf



(資料2)

(国税庁ホームページ)リーフレット「免税事業者のみなさまへ令和5年10月1日から インボイス制度が始まります！」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>



【(再)ご案内: 貴団体の発行する会報誌や業界紙への寄稿について】

貴団体が発行する会報誌や業界紙にインボイスの概要や、事業者において必要となる対応等について可能な限り業界の実態に即した内容の寄稿をさせていただきたいと考えております。字数や内容についてはご相談頂けますので、寄稿の機会を頂けるかどうかについてご検討いただけますと幸いです。寄稿の機会を頂ける場合は(別添3)に必要な事項をご記載頂き《堀越: horikoshi-t2k8@mlit.go.jp、鈴木: suzuki-c2j5@mlit.go.jp》までご提出をお願い致します。



また、別添の記事下広告について、貴団体が発行する会報誌や業界紙へ掲載させていただけるかどうかについてもご検討いただけますと幸いです。掲載頂ける場合には、(別添3)に必要事項を記載頂き《堀越:horikoshi-t2k8@mlit.go.jp、鈴木:suzuki-c2j5@mlit.go.jp》までご提出をお願い致します。
(注)別添の記事下広告の掲載可能期限は令和5年1月末掲載分までとなりますが、国税庁から2月以降分のデータが届き次第周知広報素材を送らせていただきますので、2月以降分も引き続きご検討をお願い致します。

なお、引続き、説明会・研修会への講師派遣についても受け付けておりますのでどうぞご検討の程よろしくお願い致します。(別添1)

以上、何卒よろしくお願い申し上げます。

=====
国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課
=====

消費税のインボイス制度に関する 説明会・研修会への講師派遣及び寄稿依頼について

1 説明会・研修会への講師派遣について

講師を派遣させていただく説明会・研修会

- ◇ 貴団体が主催する会員事業者向けの説明会・研修会に講師を派遣します。
- ◇ 貴団体の傘下団体(地域ブロック単位の団体)が主催される同様の説明会・研修会にも講師派遣可能です。
- ※ 会員事業者の主に経理をご担当されている方への説明会や研修会が効果的だと思われ
ますが、団体開催の理事会や団体事務局に向けた説明であっても差し支えありません。
- ※ 新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、オンラインでの説明や、団体事務局
向けの少人数の説明会や複数回にわたる開催など柔軟な対応も可能ですので、ご相談く
ださい。

派遣する講師(財務省・国税職員)がご説明する事項(概要)

- ◇ 令和5年10月から開始するインボイス制度の概要について、事業者の方々からよく質問
を受ける内容を踏まえながら説明いたします。質疑応答の時間を設けることも可能です。
- ◇ これまで派遣講師による説明を受けた団体等からは、「説明を受けてみて制度理解が進ん
だ」や「準備を開始するきっかけになった」との声をいただいておりますので、積極的なお
申込みをご検討いただけますと幸いです。
- ※ インボイス制度の説明と合わせて、近時の電子帳簿保存法の見直しに関する内容について説
明をご希望の場合は、申込書にその旨をご記入ください。なお、電子帳簿保存法に関する説明
については日程等の都合上、ご希望に添えないこともある旨を予めご了承ください。

説明会の開催時期等

- ◇ 講師派遣の依頼は、制度開始に向けて随時、受け付けております。
(申込期限は設けておりません。)
- ◇ 講師派遣は、原則として平日の9時から17時までの間とさせていただきます。それ以外の
日程を希望される場合は前広にご相談ください。

講師派遣のお申込み

- ◇ 別紙申込用紙にご記入の上、以下の連絡先宛てにご送付願います。

〒100-8918
東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課
担当 堀越・鈴木
電子メール：horikoshi-t2k8@mlit.go.jp
suzuki-c2j5@mlit.go.jp
FAX：03-5253-1555

2 寄稿依頼について

寄稿依頼の対象となる会報誌、業界紙

- ◇ 貴団体（傘下団体を含む。）が発刊する会員事業者向けの会報誌、業界紙にインボイス制度についての記事を寄稿します。
- ◇ 貴団体の会員事業者が社内向けに発刊する社内報など、個別の事業者のみが対象となるものには記事の寄稿はできません。

寄稿する記事の内容について

- ◇ インボイス制度の概要はもちろん、可能な限り貴団体（傘下団体を含む。）の業界の実態に即した内容の寄稿をさせていただきます。
- ◇ 個別の事業者や業界を指して、具体的に登録申請の可否の記載はできません。
- ◇ 内容等に関する打合せを行うことがございます。

寄稿依頼のお申込み

- ◇ 別紙申込用紙にご記入の上、以下の連絡先宛てにご送付願います。

〒100-8918
東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課
担当 堀越・鈴木
電子メール：horikoshi-t2k8@mlit.go.jp
suzuki-c2j5@mlit.go.jp
F A X : 03-5253-1555

(別添2) 派遣申込書 Excelファイル

(別添3) 寄稿申込書 "

別添2.3は下線をクリックしてご覧ください

消費税
インボイス
制度

登録を予定されている事業者の方へ 登録申請はお早めに!

※制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

登録申請手続は、

かんたん・便利♪

e-Tax 
をご利用ください!!



「e-Taxソフト(WEB版)」を
ご利用いただくと、質問に回答
していくことで申請が可能です。



e-Taxで申請した場合、電子データ
で登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォン
からでもe-Taxで申請できます。

※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

説明会を開催中

税務署での説明会や
オンラインでの
説明会をご案内しております。

説明会ページへ



制度について詳しくお知りになりたい方は、
国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



特設サイトでは

- ① 制度の解説動画
- ② AIを活用したチャットボット
- ③ 軽減・インボイスコールセンター
などをご案内しております

消費税
インボイス
制度

登録を予定されている事業者の方へ 登録申請はお早めに!

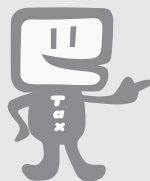
※制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

登録申請手続は、

かんたん・便利♪

e-Tax

をご利用ください!!



「e-Taxソフト(WEB版)」を
ご利用いただくと、質問に回答
していくことで申請が可能です。



e-Taxで申請した場合、電子データ
で登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォン
からでもe-Taxで申請できます。

※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

説明会を開催中

税務署での説明会や
オンラインでの
説明会をご案内しております。

説明会ページへ



制度について詳しくお知りになりたい方は、
国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



特設サイトでは

- ① 制度の解説動画
- ② AIを活用したチャットボット
- ③ 軽減・インボイスコールセンター
などをご案内しております

令和5年10月から
消費税インボイス制度
が始まります。

消費税
インボイス
制度

登録を予定されている事業者の方へ
登録申請はお早めに!

※制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。



登録申請手続は、

かんたん・便利♪

e-Tax をご利用
ください!!

- ✓ 「e-Taxソフト(WEB版)」をご利用いただくと、質問に回答していくことで申請が可能です。
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。
- ✓ 個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。

※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

説明会を開催中

税務署での説明会やオンラインでの説明会をご案内しております。

説明会ページへ▶



制度について詳しくお知りになりたい方は、
国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ▶



特設サイトでは

- ① 制度の解説動画
- ② AIを活用したチャットボット
- ③ 軽減・インボイスコールセンター などをご案内しております

令和5年10月から
消費税インボイス制度が始まります。

消費税
インボイス
制度

登録を予定されている事業者の方へ 登録申請はお早めに!

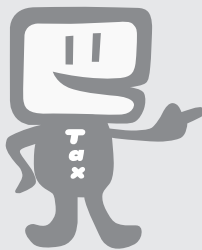
※制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

登録申請手続は、

かんたん・便利♪

e-Tax

をご利用ください!!



- ✓ 「e-Taxソフト(WEB版)」をご利用いただくと、質問に回答していくことで申請が可能です。
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。
- ✓ 個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。

※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

説明会を開催中

説明会ページへ

税務署での説明会やオンラインでの説明会をご案内しております。



制度について詳しくお知りになりたい方は、
国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



- ① 制度の解説動画
- ② AIを活用したチャットボット
- ③ 軽減・インボイスコールセンターなどをご案内しております